

徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

平成31年1月29日（火） 午後2時から午後3時

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

3 出席者

＜委員＞ 委員17名中11名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

岩下佳代委員，奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，齋藤恵委員，貞本秀昭委員，
百々健一委員，林紀子委員，町口美千代委員，水口裕之委員（副部会長），
本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

福岡祐司委員

＜事務局＞

脇田県民環境部副部長，佐々木環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

ア 平成31年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

（4）その他

（5）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

測定計画に係る徳島県知事から環境審議会会長宛ての諮問文（写）

測定計画に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛ての付議文（写）

資料1 平成31年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

資料2 平成31年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）

資料3 地下水質常時監視に係る継続監視調査の終了調査について

資料4 平成31年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

資料5 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

資料6 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況について

V 審議

■議事概要

【事務局】

定刻が参りましたので、ただ今から、徳島県環境審議会生活環境部会を開催いたします。

本日の出席委員は現在11名でございますが、当部会の委員数17名の過半数の方が御出席いただいておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事も録音させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、はじめに、県民環境部副部長の脇田から御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

【事務局】

それでは、御審議に先立ちまして、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

【事務局】

それでは審議に移ります。本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行につきましては、同運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いいたします。

また、お手数ではございますが、発言される際には、お手元のマイクのスイッチを入れてから御発言くださるようお願いいたします。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

【部会長】

本仲でございます。これからの議事の進行に当たりましては、委員の皆様方には、当審議に対する御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

まずはじめに、「平成31年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)」及び「地下水質常時監視に係る継続監視調査の終了調査」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】
（説明）

【部会長】

どうもありがとうございました。

ただ今、事務局の方から御説明がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

今回の説明は、計画ということなので、直接関係はないのですが、この計画に基づいて測定された結果の中で、鳴門で基準をオーバーしたとの報告があったのですが、そのような場合はどのように対応しているのでしょうか。

【事務局】

先程御説明した鳴門につきましては、まずは飲用を控えていただくことを第一に、周辺への調査を行い、飲用井戸がないことを確認しております。その上で、どこまで汚染が広がっているかを確認するための周辺調査を行っております。

今回の鳴門の事案につきましては、継続して超過をしている地点ですので、周辺調査も含めて、毎年測定を行っております。

原因究明は難しいですが、今回の事案については、周辺に田畑が広がっている状況であり、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の超過原因として、肥料（施肥）が考えられることから、地元の農協へ適切な肥料の使用についての周知を行っていただいております。

【委員】

結果の発表は、どのようにされているのでしょうか。毎年測定を行い、定点での観測もしていますが、推移や傾向を見るようなことはされているのでしょうか。

【事務局】

徳島県では、環境基準達成状況がほぼ100%の状況で推移しておりまして、悪化状況は見られないと考えております。

【事務局】

測定結果の中で、河川については、今御説明したように、本県においては環境基準の達成がずっと続いており、特段問題はなく、御心配いただくような状況にはないと考えております。

一方で、海域については、徳島県においては特段問題はありませんが、徳島県も接しております「瀬戸内海」という範囲では、まだ一部環境基準を達成できていない地域もありますので、状況を確認させていただいております。

これらのデータにつきましては、詳細な月データも合わせて、毎年県のホームページで公表しておりますので、御確認いただくことは可能となっております。

先程委員から御指摘のあった地下水については、いくつか環境基準を達成していない事例もございまして、これについては、先程の鳴門の事例では、被害の拡大がないことを確認するなど、速やかな対策は取っておりますが、地下水の場合、その周辺での利用状況もあり、改善ができないこともありますので、継続調査をさせていただいております。

その結果なども、ホームページで確認することができるようになっております。

【委員】

説明スライド22枚目で、底質の測定項目の変更について、徳島市でCODを廃止されるということですが、これは特に問題が無いから廃止されるのでしょうか。

【事務局】

事前にお配りしております、資料2 測定計画（案）の16ページに、底質の測定について記載しております。

国土交通省と徳島市で測定を行っておりますが、今のところ、CODについては環境基準が定められておらず、別法のダイオキシン類しか基準がないということもあり、廃止をすると聞いております。

【委員】

資料2の2ページ、3ページについて、教えていただきたいのですが、河川の徳島市の測定頻度としてVOC（全項目）とVOC（3項目）とありますが、全項目とは何項目でしょうか。

【事務局】

12項目です。

（追加説明：資料の40ページに環境基準を記載しております。）

【委員】

3ページの6採水方法の（2）採取部位のところで、海域の表層、中層、下層とありますが、下層からの採水とはどのくらいの深さでしょうか。

【事務局】

海域については、海底の状況（岩、砂等）によって、採水深さは変わります。採水器を海底まで下ろして、そこから50cm～1m程度上へあげて採水する等になるので、深さは一定ではありません。

【部会長】

いろいろ御意見が出ましたが、当部会では、報告をまとめる必要があります。事務局から、「報告（案）」を配布させていただきますので、御覧ください。

【事務局】

（報告案を配布）

【部会長】

報告（案）について、御意見はございませんでしょうか。
それでは、本案を部会報告とすることよろしいでしょうか。

では、異議もないようですので、本案をもって部会報告とさせていただきます。
それでは、事務局で報告案を朗読していただけますか。

【事務局】

（報告案を朗読）

【部会長】

ありがとうございました。
何か御意見はございませんでしょうか。

それでは、私が現在徳島県環境審議会の会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を環境審議会の決議として、知事に答申したいと思っております。

続きまして、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

専門的な話になりますが、（5）の栄養塩の管理運転の窒素やリンについて、どのように処理するのか、簡単にイメージだけでも教えてください。

【事務局】

詳しい説明はできないのですが、硝化による処理を行っていると思っております。

【委員】

これを、例えば瀬戸内海沿岸で全て行うとすると、下水処理場等から排出する栄養塩の量を管理するということになりますが、そのためには、下水道が整備されていないと把握することができません。現在、瀬戸内海の保全に関わる場所での、総排水量中の下水処理率のようなものは分かっているのでしょうか。

【事務局】

詳細な資料は現在持ち合わせておりませんが、（２）に汚水処理人口の普及率ということで記載しておりますが、高度処理（下水道、合併浄化槽等）を行った人口の普及率については、本県では、60.4%となっております。

先程の補足をさせていただきますが、（５）の栄養塩管理に係る調査研究については、委員御指摘のように、窒素、リン等は赤潮の原因となることから、平成15年頃から削減しようということで、下水道では、従来の微生物処理に加えて、高度処理を行っております。

高度処理方法の詳しい説明はできませんが、窒素については、硝化細菌をさらに利用することにより、窒素ガスとして大気放出をすることで海水には流さず、また、リンについては、凝集させて取り出していると聞いております。

それらの取組もあり、平成27、28年頃から、窒素、リンについて十分削減されたのではないかとの意見が一部にあり、逆に窒素、リンを取り過ぎているのではないかとの意見も県の方に寄せられるようになりました。

その点に関して、徳島県ではノリの養殖や鳴門ワカメ等において、窒素、リンが非常に重要であるとの御指摘もいただいており、特に養殖に要する冬場の期間において、コントロールできる範囲内で量を増やしていただけないかとの要望があったことから、高度処理でコントロールが出来る旧吉野川浄化センターにおいて、冬場に限り、基準値の範囲内でできるだけ多くの窒素、リンを排出し、増加状況を調べる実験を行っております。

【部会長】

以前は、瀬戸内海は随分汚れておりましたが、今度は、窒素、リンがきれいになりすぎたと漁業関係者から意見が出て、これからは栄養豊かな海にしようと、「里海」という、山から森林から何もかもが関連しているんだという考え方に変わってきております。

窒素、リンについては、取り過ぎてしまうと栄養が無くなりますが、現在、徳島も含め、全国的にいろいろなところで試験中であり、結論はまだ出ていないようです。

【委員】

知り合いの漁業関係者が、富栄養化が問題になって、窒素やリンを除去したことによって、ノリやワカメの育ちが悪くなったと言っていました。ノリの養殖も、随分縮小化されているようです。

【部会長】

まだ結果は出ていないようですが、魚なども含めて全体が豊かに暮らせるようにということで、現在試験中だということです。

他に、御意見等ございませんでしょうか。

特に御意見もないようですので、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行につきまして、御協力いただき、ありがとうございました。

【事務局】

それでは、閉会に当たりまして、脇田県民環境部副部長からお礼を申し上げます。

（お礼）

【事務局】

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。